

入 札 説 明 書

新大石田大橋周辺整備基本計画検討業務に係る入札公告に基づく一般競争入札（条件付）については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札参加資格

- (1) 「大石田町建設工事等請負業者指名停止要綱（昭和58年要綱第1号）に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格確認日（入札参加確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から入札執行日（ただし、落札決定が保留されたときは当該落札決定のとき）までの期間において、指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 公告で指定された期限の日までに申請書（添付書類を含む。以下「申請書」という。）を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

2 入札手続き等

- (1) 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 申請書の提出は、公告で指定された提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 入札参加資格の有無の確認のため、必要な資料の追加提出を求めることがある。

3 業務実績

- (1) 記載する同種業務の実績の件数は1件とする。
- (2) 業務実績については、令和3年4月1日から令和8年3月31日までに完了しているものに限る。
- (3) 記載した業務を確認できるもの（契約書の写し及び業務概要のわかる仕様書等の写し等）を提出すること（大石田町が発注した業務は不要）。ただし、該当業務が財団法人日本建設情報総合センターの「コリンズ・テクリス」に登録されているときは、当該実績の写しの提出に代えることができる。

4 配置予定技術者

- (1) 配置予定技術者は、原則として変更できない。工事の契約時において、配置予定技術者を配置できないときは、真にやむを得ない事由により当該技術者の変更を認める場合を除いて、契約を締結しない。
- (2) 配置予定技術者は、複数の候補技術者を記載することができる。
- (3) 配置予定技術者は、入札参加資格の確認申請日において、専任を要するなどの業務にも管理技術者として配置されていない者としなければならない。ただし、この業務の契約時まで、当該技術者が配置されている業務が完了する見込みであるときは、この限りではない。

5 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の有無の確認は、申請書の受付期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和8年10月5日（月）までに通知する。

6 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等

（１）入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、任意の書面により説明を求めることができる。

① 受付期限 令和8年10月9日（金）午後5時まで

② 提出場所 大石田町建設課治水・定住対策グループ 0237-35-2111

③ 提出方法 書面の提出は持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

（２）説明要求があったときは、令和8年10月13日（火）までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。

7 設計図書の閲覧及び販売

設計図書について、次により閲覧を行う。

（１）閲覧が可能な設計図書

① 閲覧用設計書

② 特記仕様書

（２）閲覧期間

① 期間 公告の日から10月14日（水）まで（大石田町の休日を定める条例（平成元年条例第17号）に規定する町の休日（以下「町の休日」という。）を除く。）

② 時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

（３）閲覧場所 6（１）②に記載の場所又は、大石田町公式ホームページ

8 設計図書等に対する質問

（１）設計図書及び入札説明書に対する質問があるときは、次に従い書面の提出により行うことができる。

① 受付期間 令和8年9月15日（火）から令和8年9月30日（水）まで（町の休日を除く。）

② 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

③ 提出場所 6（１）②に記載の場所

④ 提出方法 書面の提出は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）によるものとし、電送によるものは受け付けない。

（２）質問に対する回答書は、入札参加者（全者）にE-mail等にて回答する。

回答期限 令和8年10月5日（月）まで

9 入札の延期、中止等

（１）天災、地変等により入札の執行が困難と認められるときは、入札を延期、

中止又は取り止めることがある。

- (2) 正常かつ公平な入札の執行が困難と認められるときその他のやむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止、又は取り止めることがある。

10 入札及び開札

- (1) 入札参加申込み及び入札参加資格確認の結果、入札に参加する資格を有すると認められた者が1者以上あるときは入札を実施する。
- (2) 入札は、入札書を持参することにより行うものとする。
- (3) 入札に当たっては、入札参加資格を有することが確認された旨の通知書の写しを持参すること。
- (4) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。なお、提出された積算内訳書は返却しない。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行ったものを落札者としていたときは落札決定を取り消す。
- ① 入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札
 - ② 申請書に虚偽の記載をした者の入札
 - ③ 委任状を持参しない代理人のした入札
 - ④ 記名押印をしていない入札
 - ⑤ 金額を訂正した入札
 - ⑥ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
 - ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
 - ⑧ 同一業務の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - ⑨ 積算内訳書の提出のない入札
 - ⑩ 提出された積算内訳書の記載内容等を確認した結果、適正に積算が行われていないことが明らかになったときにおけるその者のした入札
 - ⑪ 公正かつ正常な入札の執行を妨げる行為をした者の入札
- (7) 入札は3回までとする。
- (8) 入札時に、誓約書（別紙様式）を提出すること。

11 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以下で最低価格の入札者を落札者とする。
- (2) 積算内訳書に不正又は不正の疑いがあるときは、調査のうえで落札する可否かを決定する。
- (3) 落札決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とししない。

- (4) 落札となるべき同価（総合評価落札方式により入札を実施するときは、「同評価値」と記載する。）の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

12 その他

- (1) 申請書に虚偽の記載をしたときは、大石田町建設工事等請負業者指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。

13 提出書類

- (1) 大石田町建設工事等一般競争入札（条件付）実施要綱第7条第1項に定める書類
- (2) 予定管理技術者の雇用関係を証明する書類（保険証等の写しなど）